

令和2年5月29日
文教福祉常任委員会資料
福祉こども部
教育部

宇治市立小中学校・幼稚園、育成学級及び保育所等の
新型コロナウイルス感染症対策にかかる今後の対応について

新型コロナウイルス感染症にかかる今後の対応について、以下のとおり報告いたします。

記

- 1 宇治市立小・中学校・幼稚園の対応について
(別紙1)
- 2 育成学級及び保育所等の対応について
(別紙2)

宇治市立小中学校・幼稚園の 新型コロナウイルス感染症対策にかかる今後の対応について

本市では、5月31日（日）まで市立小中学校・幼稚園を臨時休業としているところですが、京都府教育委員会からの通知や本市の状況を踏まえ、宇治市新型コロナウイルス感染症対策本部において下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

この間の幼児・児童生徒の生活や学習についてご配慮いただき感謝申し上げますとともに、学校（園）の再開にあたり、引き続きご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 学校（園）再開日等について

6月1日（月）から学校（園）を再開します。

なお、今後の地域の感染状況等を踏まえ、再開の延期、再開後の再度の休業等を行うことがあります。

	6/1（月）	6/2（火）	6/3（水）	6/4（木）～
幼稚園	午前保育	午前保育	午前保育	4歳児・5歳児 午後保育開始 <u>昼食持参</u> ※3歳児については6/11 （木）から午後保育開始
小学校	午前中授業 給食なし	午前中授業 給食なし	午前中授業 給食なし	全日授業 給食開始
中学校	午前中授業	午前中授業	全日授業 <u>昼食持参</u>	全日授業 <u>昼食持参</u>

2 学校（園）再開における配慮について

- (1) 3つの条件（3密）が重なる場を避け、手洗いや咳エチケットなどの励行と状況に応じて、手指消毒薬を活用します。
- (2) 教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所は消毒液を使用して適宜清掃を行います。
- (3) 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行います。
- (4) 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、これを行わないようにします。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導等の活動
 - ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ・保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
 - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・体育大会や文化祭、学習発表会など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- (5) 部活動は6/8（月）以降、活動場所、活動内容、活動方法等を検討して実施します。

3 夏季休業日の短縮について

	1学期終業式	夏季休業日	2学期始業式
幼稚園	7月31日(金)	8月1日(土) ～31日(月)	9月1日(火)
小学校 中学校	7月31日(金)	8月1日(土) ～23日(日)	8月24日(月)

※小学校 8/24・25 午前中授業 給食なし
中学校 8/24 午前中授業

4 休業期間中の対応について

(1) 登校(園)日(学習相談日)の実施について

段階的に学校(園)教育活動を再開するために、5月18日(月)～5月29日(金)の間に、2回程度実施します。尚、出席は任意となります。詳細につきましては、各校のホームページ、園からの家庭連絡等でお知らせします。

(2) 小・中学校・幼稚園の運動場(園庭)開放について(変更なし)

運動機会の確保のため、各校で時間を設定する等、児童生徒(園児)に運動場(園庭)を開放します。※体育館等の開放は行いません。

(3) 小学校の「特例預かり」について(変更なし)

保護者が医療従事者である場合や保護者が社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合等、保護者が仕事を休むことが困難な場合などで、原則、育成学級に入級できない等の児童の居場所確保です。

※預かり時間は平日 8:30～12:00 です。

※利用申込書の提出が必要です。

詳細は各学校にお問い合わせください。

※授業、学習指導は行わず、自学自習とします。

※登下校については、保護者が責任を負うものとします。

※教職員の勤務体制も通常時とは異なることをご理解をお願いします。

(4) 育成学級について

平日 8時30分、土曜日 7時30分から開設していますが、5月30日(土)まで利用自粛を要請しています。詳しくは市HP(こども福祉課)をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる
育成学級及び保育所等の今後の対応について

本市の育成学級及び保育所等の利用につきましては、4月30日(木)付けにて5月31日(日)までの間、利用自粛について要請しているところでございます。

この度、5月21日(木)をもって京都府内の緊急事態宣言が解除されましたが、今後とも感染拡大防止対策に万全を期すため、6月1日(月)以降におきましても、仕事をお休みになったり、ご家庭で過ごすことが可能な場合は、当面ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

・利用料等について

○育成学級

5月7日(木)から5月31日(日)まで、もしくは6月以降当該月の全ての日について、育成学級に通級されないときは、「育成学級休級届」を提出いただくと、学童保育協力金を納付する必要はありません。

○保育所等

保育所等の利用を自粛された場合の保育料・給食費については、5月31日(日)までの間、日割り計算にて減額いたします。

※6月1日(月)以降は日割り計算による減額はいたしません。